○男鹿地区消防一部事務組合消防本部及び

消防署の設置等に関する条例

昭和48年6月1日 条 例 第 7 号

改正 昭和 5 5年 3月 3 0 日条例第 1 号 平成 7年 1 2月 2 8 日条例第 2 号

(目的)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第10条第1項の規定に 基づき、消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域を定め ることを目的とする。

(設置)

第2条 組合の消防事務を処理するため、消防本部及び消防署を設置する。

(消防本部の名称及び位置)

第3条 消防本部の名称及び位置、次のとおりとする。

名称	位置
男鹿地区消防本部	男鹿市船川港船川字海岸通り2号12番地7

(消防署の名称、位置及び管轄区域)

第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は次のとおりとする。

名 称	位置	管轄区域
男鹿地区消防署	男鹿市船川港船川字海岸通り2号12番地7	男鹿地区一円

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和48年6月1日から施行する。

附 則 (昭和 59 年条例第 1 号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和59年3月27日から適用する。

附 則(平成7年条例第2号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成8年規則第1号で平成8年1月19日から施行)